

3

町内会・自治会と行政

(1) 各種委員の選出、行政関連会議等への出席

行政からの依頼事務として、大きなウェイトを占めるものが、さまざまな委員・役員の推薦や、多くの会議への出席があります。地域の声を広く行政の施策へ反映するために、できる限り協力する必要があります。

◆主な各種委員の推薦：詳細はP 13～14の「行政への各種委員の推薦」を参照

委員の名称	担当部署
民生・児童委員	区地域保健福祉課、健康福祉局地域福祉課
廃棄物減量指導員	環境局減量推進課、生活環境事業所
青少年指導員	市民・こども局青少年育成課、区地域振興課
体育指導委員	市民・こども局市民スポーツ室、区地域振興課
美化推進員	区地域振興課
路上違反広告物除却推進協力員	建設緑政局路政課
国勢調査調査員	総合企画局統計情報課、区総務課
選挙事務従事者	選挙管理委員会事務局選挙課、区選挙管理委員会

◆主な関連会議への出席（区役所関係）

会議の名称等	出席者等	担当部署（事務局を含む）
区民会議、同部会	町内会長	企画課
選挙関係会議	町内会長	選挙管理委員会（総務課）
区民祭関係会議	町内会長	総務課、地域振興課
社会を明るくする運動会議	町内会長	地域保健福祉課
区避難所運営会議	町内会長	地域振興課
地域福祉計画推進検討会議	区町連代表者	地域保健福祉課
民生委員推薦区会	区町連代表者	地域保健福祉課
保健所運営協議会	町内会代表者	地域保健福祉課
老人保健連絡地区協議会	町内会代表者	地域保健福祉課
区町内会連合会 各会議	町内会長	地域振興課
地区町内会連合会 各会議	町内会長	地域振興課
スポーツ活動関連会議	町内会代表者	地域振興課
美化活動関連会議	町内会長	地域振興課
安全安心まちづくり関連会議	町内会長	地域振興課
自主防災組織関連会議	町内会長	地域振興課
交通安全対策協議会	区町連代表者	地域振興課
賀詞交換会関連会議	区町連役員	地域振興課

◆主な関連会議への出席（局関係）

会議の名称等	出席者等	担当部署（事務局を含む）
自主防災組織連絡協議会	町内会代表者	総務局危機管理室
交通安全対策協議会	全町連代表者	市民・こども局地域安全推進課
広報モニター委員会	全町連推薦者	市民・こども局シティセールス・広報室
市民祭り実行委員会等	町内会代表者	経済労働局商業観光課
環境影響評価審議会	全町連推薦者	環境局環境評価室
介護保険運営協議会	全町連推薦者	健康福祉局介護保険課
エイズ対策推進協議会	全町連推薦者	健康福祉局健康安全室
血液対策協議会	区町連代表者	健康福祉局健康安全室
社会福祉審議会	全町連推薦者	健康福祉局地域福祉課
都市計画審議会	全町連推薦者	まちづくり局都市計画課

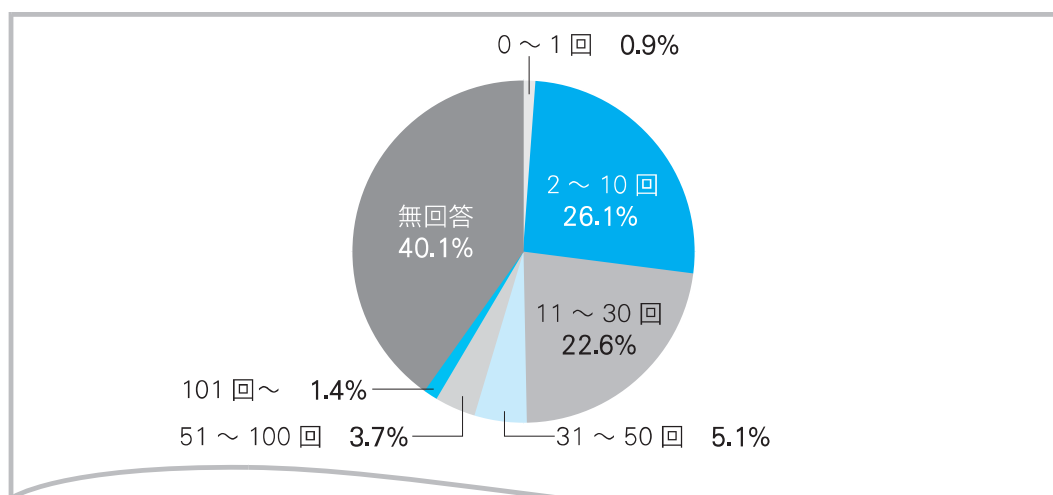
上記にあげてある各委員・各会議については、ごく一部に過ぎず、他にも多く委員の推薦依頼や会議の出席依頼があるようです。

いずれも地域の課題解決に必要な仕組みであったり、また地域を舞台にした活動を進める組織であったり、行政と一緒に、きめ細やかな対応をする必要があるものばかりです。地域の代表として、町内会・自治会が参画をすることで、より豊かな地域社会づくりをめざしていきましょう。

町内会・自治会アンケート調査報告書から

○アンケートは平成19年3月にまとめたものです。

3-2 行政から町内会・自治会への会議出席依頼回数について



「2～10回」が26.1%と最も高い割合を占め、また年平均でも23回となっており、おおよそ月2回というのが目安といえます。

(2) 市政だより等広報物の配布・回覧

ア かわさき市政だよりの配布

「かわさき市政だより」は毎月2回発行。1日号は町内会・自治会等を通じて配布し、21日号は日刊7紙（朝日、神奈川、産経、東京、日本経済、毎日、読売）の新聞折込で配布されています。また、区役所・支所・出張所・行政サービスコーナー、市民館・図書館、一部の鉄道駅、金融機関などにも置いてあります。川崎市ホームページで、最新号とバックナンバーをご覧ください。視覚障害のある方には希望により点字版、録音カセットテープ版、録音デジ版のいずれか1種類を無料で郵送しています。

届け出先や配布部数の変更がある場合は、毎月1日までに最寄りの区役所企画課、支所庶務係、出張所区民第1係の担当に連絡し手続きをしますと、翌月号から変更されます。1日以降の変更の届け出は翌々月号からの変更となりますのでご注意ください。

イ 議会かわさきの配布

議会での審議の様子や活動内容の広報のため、定例会の終了後に広報紙「議会かわさき」を発行しています。（原則として5月1日、9月1日、11月15日、2月21日に発行）5月1日号、9月1日号、11月15日号は町内会・自治会等を通じて配布するほか、市内の公共施設などでも配布しています。川崎市議会ホームページで最新号とバックナンバーをご覧ください。視覚障害のある方にはかわさき市政だよりと同じ対応をいたします。

ウ 県のたよりの配布

県の広報紙「県のたより」についても、町内会・自治会等を通じて、毎月配布しています。神奈川県ホームページで最新号とバックナンバーをご覧ください。

エ 選挙公報（選挙時に発行されます）の配布

有権者の皆さんが投票する際の判断資料とするため、選挙公報には候補者の氏名、顔写真、経歴、政見・公約などが掲載されます。

- ・ 選挙ごとの選挙公報等が発行されます。
- ・ 選挙公報等は、町内会・自治会等を通じて、有権者の各世帯に配布しています。
- ・ 万一お手元に届かなかった場合は、各区の選挙管理委員会に連絡ください。
- ・ 選挙公報等は区役所、支所、出張所、連絡所、行政サービスコーナー及び市内の公民館・図書館にも置いてありますのでご利用ください。

オ 各種広報物の例（以下は、ある町内会で回覧されたもの）

- 年10回（〇〇小だより、資源回収ご協力のお祝い、〇〇警察署からのお知らせ）
- 年5回（〇〇市民館だより、町内会のお知らせ、ナンバーゼロ、コミュニティスクール便り）
- 年4回（川崎の社会福祉、県民のまもり）年3回（〇〇地区すこやか活動お知らせ）
- 年2回（防犯かながわ、〇〇区青少年指導員だより）

(3) 永年勤続表彰、自治功労賞

1 自治功労者表彰（市長表彰）

ア 目的

町内会・自治会の活動を通じて、多年にわたり地域住民の福祉増進及び住民自治の振興発展に係る実践活動を行い、その功績が特に顕著であると認められ、かつ他の模範とするに値する者を表彰します。

イ 表彰基準

通算して10年以上にわたり町内会・自治会長等の職にあり、地域住民の福祉増進、住民自治の振興発展並びに市政の進展にその功績が特に顕著である者

ウ 選考方法

区長の推薦を受けた表彰候補者を選考委員会で審議選考し、市長が決定します。

エ 表彰内容

市長から表彰状と記念品を授与します。

オ 表彰時期

川崎市自治功労賞贈呈式記念式典を、例年2月に開催します。

2 町内会・自治会永年勤続功労者表彰（市長表彰）

ア 目的

町内会・自治会の会長として、永年にわたり地域住民の福祉向上、住民自治の振興及び市政の発展に尽力し、功績顕著な者を表彰します。

イ 表彰基準

永年にわたり町内会・自治会長の職にありその功績が顕著である者

ウ 表彰内容

10年、15年、20年、25年の間、町内会・自治会長の職にあった方に市長から表彰状と記念品を授与します。

エ 表彰時期

例年11月に開催する川崎市全町内会連合会主催の全町内会大会の中で行います。

3 川崎市全町内会連合会感謝状授賞（川崎市全町内会連合会会長表彰）

ア 目的

川崎市全町内会連合会役員を退任された方、町内会・自治会等の会長として5年間地域住民の福祉向上、住民自治の振興及び市政の発展に尽力し、功績顕著な者に感謝状を授与します。

イ 表彰内容

川崎市全町内会連合会役員を退任された方と5年間町内会・自治会長の職にあった方に川崎市全町内会連合会会長から感謝状と記念品を授与します。

ウ 表彰時期

例年11月に開催する川崎市全町内会連合会主催の全町内会大会の中で行います。

(4) 美化活動、多摩川美化活動、市内統一美化活動

川崎市の美化活動は実施本部発足後40年余り、主な活動である清掃活動・花いっぱい活動等、私たちの身近な日常生活の場で「美しく住みよいまちづくり運動」として発展してきました。今後も市民と協働して運動の推進を図ります。

ア 美化活動の目標と推進組織

(ア) 目標

市民の「すてない よごさない こわさない」など公共ルールを守り、実践する心を育む

市民の自然に親しみ自然を愛する心を育む

市民の地域社会に対する関心を高め参加意識を育む

(イ) 推進組織

川崎市美化運動実施本部（本部長・関係機関・各種団体代表により構成）

美化運動実施各区支部（7支部長・地域の各種団体代表により構成）

イ 主な活動（平成21年度）

(ア) 多摩川美化活動の実施

日 時 5月31日(日) 午前9時～正午

場 所 多摩川河川敷（多摩川原橋～大師橋下流殿町児童公園26.6km）

参加者 町内会・自治会、子ども会、各青年団体等191団体（15,104人）

(イ) 市内統一美化活動の実施

日 時 9月27日(日) 午前9時～正午

場 所 駅前広場・住居周辺・道路・街区公園・商店街等

参加者 市民（51,234人）

(ウ) 美化運動実施各支部への市からの助成

美化活動実施支部助成金 7区合計 1,355,000円

(エ) 他団体が行う事業の後援等

関東川崎菊花会が毎年行う菊花大会表彰式において川崎市美化運動実施本部長賞として賞状・トロフィーを交付します。

(オ) 啓発・普及活動

美化活動の実施についてかわさき市政だより、チラシの作成（統一美化活動）等により周知します。

(カ) 本市美化運動関係表彰

地球環境美化功績者表彰（環境大臣表彰） 個人：4人

神奈川県美化運動推進功労者表彰（知事表彰） 個人：4人 団体：1団体

神奈川県環境保全功労者環境農政部長表彰（美化運動功労）

個人：4人 団体：2団体

(5) 街路防犯灯

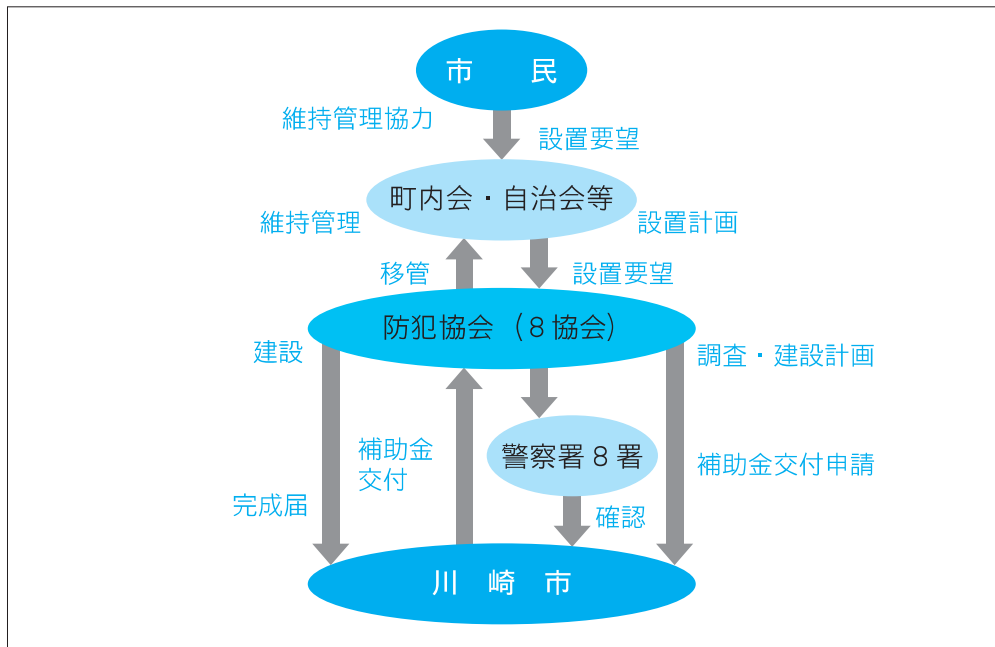
ア 防犯灯設置補助

町内会・自治会等が設置する防犯灯に対し、市が補助金を交付します。

(ア) 補助の内容

- 従来型防犯灯 設置に必要な額の2分の1以内
限度額10,000円（専用柱を設置する場合は30,000円）
- 省エネ防犯灯（インバータ） 設置に必要な額の2分の1以内
限度額15,000円（専用柱を設置する場合は35,000円）
- 省エネ防犯灯（LED） 設置に必要な額の3分の2以内
限度額40,000円（専用柱を設置する場合は60,000円）

(イ) 設置及び補助金交付の経路



(ウ) 市補助金予算額

平成22年度 24,400,000円

イ 防犯灯維持管理費補助

(ア) 市からの補助の内容

電気料金補助率 町内会・自治会負担90% 商店会負担60%
補修費補助 町内会・自治会のみ1灯1,100円/年

(イ) 補助金予算額

平成22年度 361,088,000円

ウ 市防犯灯維持管理

市防犯灯数 昭和47年～ 990灯（平成22年3月31日現在）

(6) 自主防災組織

ア 自主防災組織とは

地震もしくは風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に被害を防止し、もしくは軽減し、または予防するため、災害対策基本法第5条第2項に基づき、住民が自主的に結成し運営する組織をいいます。

(川崎市自主防災組織育成指導要綱から)

イ 自主防災組織の認定基準 (次の各号のとおりです)

- (ア) 次のいずれかに該当する者であること。
 - a 町内会・自治会等の住民組織を単位として結成された組織
 - b 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため当該組織の総意により地域を分割し、又は2以上の住民組織を統合して結成された組織で区長が認めたもの
- (イ) 自主防災組織編成例に例示する組織を編成し、かつ自主防災組織の役割例に例示する役割分担に基づいて活動する組織であること。
- (ウ) 市長へ届け出たもの。

ウ 自主防災組織の必要性

災害は、何時発生するかわかりません。また、災害の規模によっては公共機関による支援、救出、救護が期待できないことがあります。このような事態が発生したときに、地域のみなさんの協力で災害の拡大を防ぎ、物資の供給など災害時のライフラインの確保が求められます。さらに、地域内の災害時要援護者となる高齢者、身体障害者、介助の必要な方に救助の手を差し伸べることができるのは、身近にいる地域のみなさんです。

自主防災組織を結成し、災害発生時の役割分担などの体制を整えておくとともに、災害時要援護者、避難経路などの情報を共有化することで、一人でも多くの命を守ることができます。

今後の防災対策は、地域のみなさんが行政や各防災機関と一緒にやっていく姿勢が求められています。



(7) 募金・寄付（日本赤十字、赤い羽根、緑の羽根、歳末助け合い等）

町内会・自治会には会費以外に募金や寄付の集金依頼が来ることがあります。組織的まとまりに期待してのことでは、共同募金や社会を明るくする運動などいろいろな寄付の依頼が持ち込まれます。かつては、共同募金などは街頭での協力の呼びかけが主流でしたが、現在では町内会・自治会などの地域住民組織に依存して行われているのが実態のようです。また、募金は任意ということ considering、その取り扱いは十分慎重にする必要があるようです。

(8) 市民自治財団、社会福祉協議会、市民活動センター

ア 財団法人川崎市市民自治財団

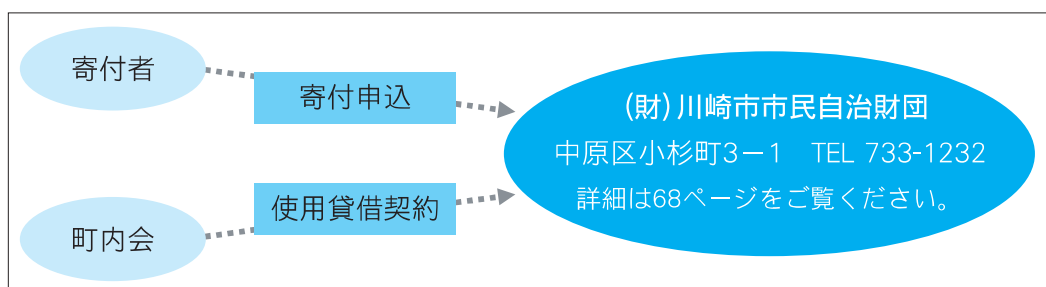
川崎市市民自治財団（以後、自治財団という。）は、市民自治活動の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的に、昭和54年6月に川崎市と川崎市全町内会連合会（以後、全町連という。）が協力して県知事の認可を受けた公益法人です。その事業は次のとおりです。

- 1 町内会・自治会の会館など地域自治施設の土地及び会館の寄付受入と貸付に関する事
- 2 市民自治活動振興のための研修会・講演会等の開催に関する事
- 3 市民自治活動に関する情報及び資料の提供並びに相談に関する事
- 4 川崎市総合自治会館の管理運営に関する事

*会館等の寄付受入・貸付事業の概要

町内会・自治会は任意団体のため、その所有する会館（土地・建物）等の不動産を登記する場合は、町内会長・自治会長あるいは特定の役員の名義で行うしか方法がありませんでした。このため、登記された会長等が代わった時、または亡くなられた場合は名義変更の手続きによる贈与税及び相続税の対象になったり、相続人とトラブルが生じするなど混乱し、事務手続き上の煩雑さに加え、その費用も少なくありません。そこで、こうした問題を解決するために、町内会・自治会が所有する不動産及び不動産に関する権利を保有する機関として、昭和54年に自治財団が設立されました。

自治財団に町内会・自治会が所有する不動産を寄付し、自治財団の費用負担で自治財団名義に登記をします。そのうえで、町内会・自治会へ不動産をそのまま無償で貸付を行います。このような制度は他都市に例を見ない独自の制度です。



イ 川崎市社会福祉協議会・区社会福祉協議会・地区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された団体です。地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

ウ 財団法人かわさき市民活動センター

(財)かわさき市民活動センターは、川崎市において、市民福祉増進のために、ボランティア意識の啓発及びボランティア・市民活動の活性化を促進するとともに、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的としています。

市民活動（ボランティア活動）を行う際には、ご自身で保険に加入していただくのが原則ですが、財団法人かわさき市民活動センターでは市民の皆さんが安心してボランティア活動に取り組めるよう、川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度の運用を行っています。

川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度

●対象となる方

- ★川崎市にお住まいか、お勤めまたは通学されている方
- ★上記の方々を主体とした、市内に活動拠点のある団体及びその会員

●対象となるボランティア活動

- ①自主的に構成されたグループ、個人又は地域住民組織が、
- ②無報酬で、③継続的・計画的に行う、③公益性のある、活動が「市民活動（ボランティア活動）補償」の対象になります。

●事故が発生したら

万が一、事故が起きてしまった場合は下記までご連絡ください。
実際に生じた事故については、その都度具体的に判断を行いますので、必ずしも補償の対象になるとは限りませんのでご注意ください。また、参加者名簿や活動に関わる証明書等の提出をお願いすることがあります。

◆受付・問い合わせ先

(財)かわさき市民活動センター

受付時間 9:00～21:00 年中無休（年末年始、施設点検日を除く）

住所 〒211-0004 川崎市中原区新丸子東3-1100-12

電話 044-430-5566 FAX 044-430-5577